

株式分割の関する基準日設定公告

平成 25 年 9 月 13 日

株 主 各 位

東京都港区新橋三丁目 13 番 7 号
株 式 会 社 メ ッ ツ
代 表 取 締 役 社 長 秋 山 賢 一

当社は、平成 25 年 8 月 23 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日(火曜日)付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 30 日(月曜日)と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割の実施と同時に、平成 25 年 10 月 1 日(火曜日)付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。これにより、平成 25 年 9 月 26 日(木曜日)付をもって、東京証券取引所における売買単位は 1 株から 100 株となります。
2. 平成 25 年 10 月 1 日(火曜日)付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。

(1)住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座のある証券会社等で手続をお願いします。

(2)特別口座に関する各種手続は、下記の口座管理機関にお申出ください。

口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031(フリーダイヤル)